

桜井消防署高圧空気容器再検査業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、奈良県広域消防組合桜井消防署（以下「発注者」という。）が行う桜井消防署高圧空気容器再検査業務委託について必要な事項を定めるものとする。

2 納入場所

奈良県桜井市大字上之庄 327 番地
奈良県広域消防組合 桜井消防署

3 納入期限

令和 9 年 3 月 19 日（金）

4 検査資器材及び数量

株式会社重松製作所製 高圧空気容器（カーボン繊維強化複合容器） 19 基
※詳細については別紙参照。

5 業務内容

（1）高圧空気容器再検査の実施

- ・ 高圧ガス保安法第 49 条、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示、その他関係法令を遵守し実施すること。
- ・ 高圧空気容器 19 本の検査予定月は、別紙のとおりとする。

（2）高圧空気容器の引取り及び納入

- ・ 高圧空気容器の引取り日程は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。
- ・ 高圧空気容器再検査の実施期間は、引取りから納入まで概ね 2 週間とし、納入場所へ納入すること。

（3）その他

- ・ 高圧空気容器再検査時にバルブ内についているビルトインゲージ等の O リング（各バルブ専用の O リング）を交換すること。
- ・ 高圧空気容器再検査を実施し、追加して修繕又は交換を必要とする箇所がある場合は、速やかに発注者の指示を受けること。

6 業務の完了

受注者は納入時、高圧空気容器再検査の結果を記録した任意様式の検査実施成績表を発注者に提出すること。必要書類の提出及び発注者による検査を受け合格したことをもって業務の完了とする。

7 支払い条件

業務完了後、受注者の適法な請求を受理した日から 30 日以内に発注者が受注者の指定する口座へ振り込むこととする。

8 見積単位及び落札者決定の方法等

- (1) 業務実施に係る費用の総額を記載した消費税を含まない金額を記載した見積書を提出すること。
- (2) 落札者の決定は、見積金額に消費税を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）をもって落札価格とするので、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積金額には、本業務にかかる全ての費用（定期交換部品代、交通費等）を含めるものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、当該業務の完了後1年以内に当該業務に係る交換部品等の不良による故障が発生した場合は、無償にて修理又は交換を行うこと。ただし、メーカー保証のあるものは除く。また、構造或いは製作に関わる技術に起因する不備欠陥については保証期間後においても無償にて交換又は修理を行うこと。
- (2) 容器の引取りから納入までの間に生じた故障、破損及び事故等については、受注者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、本仕様書に記載されていない事項で必要となるものについては、委託料の範囲内で誠意をもって行うこと。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。
- (5) 契約締結時に、受注者は見積明細書を提出すること。